

第5回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月28日(火)午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(4階)

3. 出席委員 17名

4. 欠席委員 1名

5. 議事日程

日程第1 農業委員会業務報告について

日程第2 議案第43号 現況証明願いについて

日程第3 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第46号 大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針(案)について

6. 事務局 水津事務局長、笹田係長、中村主事

7. 会議の概要

議長

ただ今から、第5回大樹町農業委員会総会を開きます。

ただ今の出席委員は17名であります。

金丸栄省委員が所用のため、本日の総会に出席できない旨の届出がありましたので報告いたします。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第14条の規定により議長において、10番 今村昭仁委員、11番 向井良治委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

水津局長

平成29年10月30日の第4回総会以降で報告していない業務について報告いたします。

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

番号1番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 面積 26,689㎡

契約年月日 平成3年3月15日 解約年月日 平成29年11月20日

農地法第3条による賃貸借

番号2番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 面積 48,209㎡

契約年月日 平成21年4月24日 解約年月日 平成29年11月1日

農業経営基盤強化法18条による賃貸借

番号3番

申請者 貸主 (地区) (氏名)

借主 (地区) (氏名)

土地の所在等 (地番) 他6筆 面積合計 135,963㎡

契約年月日 平成27年4月30日 解約年月日 平成29年11月1日

農地法第3条による賃貸借

2. 会議関係について

(1) 11月 1日 (水) 農地利用状況調査 (農地パトロール)

特別第1～3班 委員16名出席

- (2) 11月 7日～ 9日 農業委員道内研修
(火～木) 札幌市 委員12名出席
- (3) 11月10日(金) 高校生議会
役場4階議場(会長欠席)
- (4) 11月11日(土) 大樹町議会常任委員会PG大会(中止)
懇親会(だいじゅ園)(会長出席)
- (5) 11月14日(火) 農政委員会
役場2階中会議室(農政委員、会長)
- (6) 11月15日(水) 平成29年度地区別委員研修会
帯広市とかちプラザ(委員13名出席)
- (7) 11月15日(水) 平成29年度 第4階農業委員会連合会
役員会
帯広市とかちプラザ(会長出席)
- (8) 11月22日(水) 現地調査(現況証明)
役場2階中会議室 第3班
- (9) 11月22日(水) 尾田地区交換分合事業地域説明会
尾田コミュニティセンター 出席者7名
尾田地区交換分合事業推進委員
10名出席
原口代理 出席
- (10) 11月24日(金) 平成29年度新穀感謝祭
大樹神社(会長欠席)

3. その他

11月6日(月)に、平成30年度予算協議を町長と事務局で実施をしており、町単独費での尾田地区交換分合事業の実施について再確認しております。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長

以上で業務報告を終わります。

日程第2、議案第43号、現況証明願いについての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第43号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます現況証明願いは4件でございます。申し出のありました現況証明願いについて、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案いたしますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。

中村主事

議案第43号、現況証明願いについて説明いたします。

1番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番) 以下計3筆

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 合計3,662㎡

現地調査 平成29年11月1日 特別B班 穀内班長

こちらは、申請地である現在畑として使っていない農地を、本現況証明で登記簿地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

2番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番)

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 8,712㎡

現地調査 平成29年11月1日 特別B班 穀内班長

こちらは、申請地である現在畑として使っていない農地を、本現況証明で登記簿地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

3番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番)

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 4, 022 m²

現地調査 平成29年11月22日 第3班 金丸班長

こちらは、申請地である現在畑として使っていない農地を、本現況証明で登記簿地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

4番

申請者 (地区) (氏名)

所在 (地番)

登記地目 畑

現況地目 農地・採草放牧地以外

面積 3, 473 m²

現地調査 平成29年11月22日 第3班 金丸班長

こちらは、申請地である現在畑として使っていない農地を、本現況証明で登記簿地目を畑から農地・採草放牧地以外に変更登記する案件となります。

以上で説明を終わります。

議長

次に、番号1番から2番について、調査班より、報告を求めます。
特別班 班長 穀内 和夫 委員から報告願います。

13番
穀内委員

議案第43号、現況証明願いについて報告いたします。番号1番、(地区)の(申請者)が所有している土地になります。申請地は、11月1日の農地パトロールの際に現地確認を行った土地です。隣接していた畑とは河川用地で分断されてしまった上、面積が小さく畑としての利用は困難であることから、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして番号2番、(地区)の(申請者)が所有している土地ですが、1番と同様、11月1日の農地パトロールの際に現地確認を行った土地です。申請地はすでに林野となっており、農地として復旧することは困難であるため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

次に、番号3番から4番について、調査班より、報告を求めます。
第3班 班長代理 吉田 洋一 委員から報告願います。

12番
吉田（洋）
委員

議案第43号、番号3番について報告いたします。申請地には、現在利用されている住宅があり、関連するD型ハウス等の施設が建っています。隣接する農地の作業を妨げず、必要最小限の範囲であることから、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、番号4番について報告いたします。申請地は、木々や畜舎跡があり、農地として使われていない土地です。また、家庭菜園を行っており、家庭菜園は農地とは認められないため、農地・採草放牧地以外とすることは止むを得ないと、班では判断しました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案第43号、現況証明願いについての許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可について、提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます、農地法第3条第1項の規定による許可申請は1件であります。内容は、売買による所有権移転が1件です。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので宜しくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。

議長代理 再開致します。
それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長 議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可について、説明いたします。

番号1番

譲渡人 (地区) (氏名)

譲受人 (地区) (氏名)

土地の表示 (地番)

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積 48,209㎡

理由 譲渡人 譲受人の希望による譲渡

譲受人 同上理由による譲受

譲受人の経営地の状況

所有地

自作地 1,630,296.00㎡

貸付地 48,938.00㎡

使用収益権を有する土地

自作地 5,196,004.65㎡

経営地合計 6,826,300.65㎡

労働力 常時雇用31人

譲受人の家畜の状況

乳牛 2,262頭 肉牛 153頭

周辺地域との関係

水利調整 該当無

農薬の使用 農薬使用

共同防除活動 該当なし

遺伝子組換え作物 無

作付(予定)作物 連作

売買 7,000,000円 10a当り145,201円

地区担当委員 今村 昭仁 委員

譲受人の所有地における貸付地は、交換耕作に係る貸付けによるものとなります。

この案件は農地の売買による所有権移転の案件となります。11月22日に地区担当 今村 委員と事務局で現地確認を行っております。

次ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。

また、当該地の位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長代理

内容の説明が終わりました。

次に地区担当委員より、調査報告を求めます。

番号1番について、今村 昭仁 委員報告願います。

10番

議案第44号番号1番について報告いたします。

今村委員

11月22日に事務局と現地を確認しました。譲受人は意欲的に営農しており、農業機械、労働力、技術的な面からも農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。また、申請地は従前から譲受人に賃貸されていた農地であり、周辺農地との総合的な利用に影響がないことを確認しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長代理

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長代理

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第44号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長代理

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

暫時休憩致します。

議長

再開いたします。

日程第4、議案第45号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます農用地利用集積計画の申請件数は5件でございます。内容は、農地等売買支援事業による公社からの賃貸借が3件、更新の賃貸借が2件です。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番から5番の内容について、事務局より説明を求めます。

笹田係長

議案第45号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、説明いたします。

番号1番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積合計 49,215㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年11月29日 終期 平成34年9月28日

4年10ヶ月

金額 年額152,400円 毎年12月10日までに指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

番号2番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下9筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積合計 196,785 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年11月29日 終期 平成39年9月28日

9年10ヶ月

金額 年額834,900円 毎年12月10日までに指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

番号3番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下4筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積合計 83,787 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年11月29日 終期 平成39年9月28日

9年10ヶ月

金額 年額358,325円 毎年12月10日までに指定口座に振込

前所有者 (地区) (氏名)

番号4番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下7筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積合計 49,284.32 m²

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年12月1日 終期 平成39年11月30日 10年

金額 10a当り6,300円 毎年12月20日までに指定口座に振込
更新

番号5番

利用権の設定を受ける者 (地区) (氏名)

利用権の設定をする者 (地区) (氏名)

土地の所在 (地番) 以下3筆

台帳地目 畑 現況地目 畑

面積合計 12,207㎡

成立する法律関係 賃貸借

利用権設定等の種類 賃借権の設定

利用権設定等の内容 普通畑として利用

始期 平成29年12月1日 終期 平成39年11月30日 10年

金額 10a当り6,000円 毎年12月20日までに指定口座に振込更新

1番から3番の案件は農地等売買支援事業を活用して、北海道農業公社に所有権を移転したもので、公社から買受予定者へ一時貸付を行うものです。

後ろに添付してあります農業経営基盤強化促進法第18条調査書に記載されておりますとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

番号1番から3番につきましては、農地等売買支援事業のため地域調整報告を省略いたします。

番号4番から5番につきましては、農用地利用集積計画の更新のため地域調整報告を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第45号、番号1番から5番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第46号、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）の決定についての件を議題といたします。

提案説明を求めます。

水津局長

議案第46号、農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）について、提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）は、平成28年4月1日改正農業委員会法が施行され農業委員会の業務に加え農地利用最適化推進委員を設置することになりました。農地等の利用の最適化に関する指針を定めておく必要があるため、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

議長

それでは、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）の内容について、事務局より説明を求めます

中村主事

議案第46号、農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）について、説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条により、指針の内容を2つ定めることとなっており、農地等の利用最適化に関する推進目標と農地等の利用最適化に関する推進方法を定めることとなっております。

指針（案）につきましては、次のページより説明いたします。

推進目標としまして、

(1) 担い手への農地の集積・集約化

平成28年度（現状） 農地集積面積 11,932ha

農地集積率 91.5%

平成29年度（目標） 農地集積面積 11,977ha

農地集積率 91.9%

(2) 遊休農地の解消・発生防止

平成28年度（現状） 遊休農地面積 0ha

平成29年度（目標） 遊休農地面積 0ha

(3) 新規参入者の促進

平成28年度（現状） 個人 0件 法人 0件

平成29年度（目標） 個人 0件 法人 2件

推進方法としまして、

(1) 担い手への農地の集積・集約化

○非担い手や規模縮小農家の所有する農地について、あっせん希望があれば、担い手に集積する。

○農地等交換分合事業を積極的に推進し、地域担い手への集積、集団化を図る。

(2) 遊休農地の解消・発生防止

○11月に農業委員及び事務局で班を編成し、農地利用調整会議を実施する。

(3) 新規参入者の促進

○担い手センターと連携し、新規就農者との繋がりを密にする。

○農地中間管理事業等を活用し、新規就農者に対して積極的に農地の集約を図る。

その他としまして、この指針は、年度初めに見直しを行うことを原則とするようにしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

内容の説明が終わりました。

次に、先月委員協議会で指針については農政委員会に付託しておりますので、農政委員会より報告を求めます。

農政委員会 委員長 片岡 文洋 委員から報告願います。

3番

議案第46号について報告いたします。

片岡委員

この件につきましては、11月14日に実施しました農政委員会で指針の内容について審議をいたしました。内容につきましては、平成29年4月の第22期第35回総会で承認されました、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を基に作成し、表のとおりとなりました。先程、事務局が説明したとおりでございます。また、基となる活動計画は年度始めに設定されるため、今後は活動計画の設定と同時に指針の見直しを行うこととし、活動計画と指針にかい離がないようにしていきたいと考えております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第46号について、大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

次に連絡事項に入ります。

事務局より説明いたします。

水津局長

次回の総会につきましては、12月20日水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

以上をもって、第5回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

平成29年11月28日

会 長 岡下正喜

委員(10番) 今村 昭仁

委員(11番) 向井 良治